

教職課程の履修について

1 教職課程について

- (1) 学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「教員免許状」と略称する。）を取得する必要がある。

本学は、教員養成を主たる目的として設立された大学ではないが、将来教職に就くことを志す学生のために免許状が取得できるよう、特別に課程を設け、「教育職員免許法」及び「同施行規則」に規定された所要の科目を開講している。これを「教職課程」という。

- (2) 教職課程の履修にあたり、特に心に留めておかなければならないことは、将来教師として教壇に立って人にもものを教えるとき、広く深い知識が必要であるとともに、併せて教育者としての厳しい自己研磨と行動が要求されることである。

つまり、卒業に必要な単位に加え、教育者に必要な専門の科目を履修しなければならず、加えて授業に100%出席することが基本的心得の一つであり、**通常の学生以上に研究・学習にあてる時間が必要**となる。

したがって、教職に就こうとする意欲のない学生や免許状を取得するだけという考えの者が安易な気持ちで教職課程の履修を始めても途中でやめることになる。

また、3年次終了時点で卒業の為の必修科目を含めて免許状取得に必要な3年次以下の配当科目に複数の未修得科目があると、4年次の時に時間割が組めなくなることがあるので、十分注意して単位を修得していかなければならない。

- (3) 以下、教職課程履修の細部について記述するが、内容について不明な点があればいつでも教職課程担当の先生に相談すること。

なお、学生への連絡は、**掲示板**を使って行うので、見落とさないように絶えず注意すること。また、保護者宅へ連絡事項を郵送する場合もあるので保護者と十分に連絡を取って連絡事項の把握に漏れが無いようにすること。

- (4) 教育職員免許法第5条には、免許状が取得できない場合が7項目列記してある。この内、大学卒業時に初めて免許状を取得する者に係わる規程としては、次の三、四、七の3項目が該当する。これらの項目に該当する場合、免許状の取得はできない。

三 成年被後見人又は被補佐人

四 禁錮以上の刑に処せられた者

七 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許状の種類と取得要件について

本学では、学科により取得できる種類は異なるが、4種類の教員免許状が取得できる。教職課程は、文部科学省の課程認定を受け教育職員免許法に基づき履修科目の届出制を採っているため、所属学科によって履修科目及び履修科目の配当年次等が異なる場合があるので、取得する免許教科に必要な履修科目を常に確認・注意するとともに計画的に履修する必要がある。

教員免許状の取得要件は、「教育職員免許状取得に関する規程」の表に示してある。以下、表の「種類」の欄について説明する。

- (1)「**基礎資格**」は、教員免許状全般に係わる規程で、「学士の学位を有すること」つまり、大学を卒業していることが免許状取得の大事な要件になっている。他の単位を修得していても、卒業が延期された場合（留年）には卒業するまで免許状の取得はできない。
- (2)「**文部科学省令に定める科目**」というのは、幼稚園から高校までの教員免許を取得する全ての人に対して文部科学省が修得を義務づけている科目であり、表の括弧内に記載してある科目名は、本学で開講している科目である。
- (3)「**教科及び教科の指導法に関する科目**」は、例えば商業の免許状なら簿記原理Ⅰ、地理歴史の免許状なら外国史（教）など、その免許状の科目の幅広い知識と深い専門性を養うための科目である。各人の入学年度に対応する「授業科目表（教科及び教科の指導法に関する科目）」を確認すること。
- (4)「**教育の基礎的理解に関する科目**」、「**道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目**」、「**教育実践に関する科目**」は、教育心理学や教育実習など教職専門性を養うための科目である。各人の入学年度に対応する「授業科目表（教育の基礎的理解に関する科目等）」を確認すること。なお、「**同和教育**」は、「教育原理」および「教育実習」の中で取り扱う。「**道徳教育の指導法（中一種社会は必修）**」は、将来の教員採用試験受験対策上、履修することを勧める。
- (5)「**大学が独自に設定する科目**」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」それぞれに文部科学省が履修を義務づけている最低単位数があるが、その最低単位数を超えて履修した単位をこの分類に計算することになる。本学では、各免許ごとの必修科目を規程どおり履修すると、この分類の条件を満たすことができるようになっている。
- (6)「**介護等体験**」は、義務教育の教員免許状取得の条件として義務づけられたもので、本学では中学一種社会の免許状を取得する場合が対象となる。
特別養護老人ホームや、肢体不自由者の施設などの社会福祉施設で、連続する5日間、特別支援学校（盲・聾・養護学校、以下「特別支援学校」という。）で2日間の介護等の体験をするというもので、本学では原則として3年次に行っている。

3 自由科目について

自由科目とは卒業所要単位に加算されることのない科目で、前述の「授業科目表（教育の基礎的理解に関する科目）」は全て自由科目である。卒業所要単位に加算されないことのないので、1年間の履修限度単位数に数える必要がなく、履修限度単位数の48単位を履修していても、それらに加えて「教育原理2単位」「教職論2単位」「教育心理学2単位」・・・と時間割の許す限りいくらかでも履修することが可能である。また、「教科及び教科の指導法に関する科目」の一部も自由科目であり、例えば、高等学校一種 商業免許状の「職業指導A・B」、地理歴史免許状の「外国史（教）A・B」などが自由科目となる。履修規程「授業科目一覧表」巻末の「自由科目表」を参照すること。

卒業所要単位に加算されないということは一見不利のように見えるが、頑張って複数の免許を取得しようと考えている学生には有利に働く。なぜなら、履修可能単

位数に縛られることなく、本人のやる気次第でいくらでも単位を修得することが可能だからである。

また、自由科目でない科目は、卒業所要単位に加算される科目であり、同時に「教職履修願」の提出が不要な科目である。基礎科目、専門科目の多くの科目が「教科及び教科の指導法に関する科目」に指定されているので、免許状の取得を希望している学生は、1年次から「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得を計画的に開始することが可能である。

4 履修手続きについて

(1) 教職課程の履修を希望する学生は、4月・12月の「教職課程履修オリエンテーション」に参加し、「教職課程履修願」（会場にて配布）に所要事項を記入して、指定する期日までに教務課に提出すること。（教免規程第6条参照）

(2) 履修科目の登録（履修届）

教職課程を履修する場合は、自由科目とそうでない科目の履修登録を併せて行うことになる。教職課程の在籍者は、自分の時間割を組む際に、所定の用紙を提出することにより、本来、クラス指定のある科目でも、それに拘束されることがなく履修することが出来る。例えば、指定された自分のクラスの「経営学A・B」と「社会科・地理歴史科教育法A・B」の時間が重なっている場合、その時間は、「社会科・地理歴史科教育法A・B」を履修し、「経営学A・B」は他のクラスの指定になっている別の曜日の授業を履修する、ということが可能である。

当該学年の（卒業のための）必修科目は、その年度の内に単位を修得しておかないと次年度以降、履修する際に時間割が組めなくなることがあるので、卒業のための必修科目を最優先に単位を修得していくことが重要である。

(3) 教育実習

中学一種社会の免許状を取得する場合は、3年次と4年次の2度、2週間ずつ教育実習に行く必要があるが、それ以外の場合は、4年次（通常6月頃）に2週間行われる。科目の履修登録および教育実習に参加する年度の4月初めに大学指定の教育実習等賠償責任保険への加入が必要である。

また、教育実習Iの履修に関しては、実習参加の前年度中に実習校の承諾（内諾）を得ておくことが必要であり、実習の前年4月頃行われる説明会に参加しなければならない。この説明会及びその後随時行われる担当教員の面接で教育実習Iへの参加を認められた学生のみが教育実習Iを履修できることになる。

ア 高校一種免許状の場合

通常4年次の6月頃、約2週間にわたり実施される。教育実習に参加する場合は、実習校への訪問（翌年教育実習を受け入れてもらいたい旨を伝え学校の了承を得るもので、これを「内諾依頼」という。通常3年次の夏休みに行く。）、「教育実習参加願」の大学への提出（9月～10月上旬）等の手続きが必要である。教育実習参加手続きの説明会は、実習前年の4月頃実施するので、掲示を見落とさないよう注意すること。

イ 中学一種免許状の場合

3年次に2週間、4年次に2週間と2度にわたり教育実習に行く必要があるが、4

年次の教育実習に関しては高校一種免許状の場合と全く同じである。3年次の2週間の教育実習に関しては、「教育実習参加願」の提出、誓約書への捺印等の手続きの他、3年次の配当科目である「教育実習Ⅰ」の履修登録が必要である。

(4) 介護等の体験

中学一種免許状の取得要件であり、原則3年次に福岡県内の特別支援学校及び社会福祉施設において介護等の体験を行い、その学校・施設が発行する証明書を免許状取得申請時に教育委員会に提出しなければならない。

期間は、社会福祉施設は連続する5日間、特別支援学校は2日間。実施時期は社会福祉施設、特別支援学校が指定してきた日程となる。

申込み手続きは、前年度12月に実施する説明会及び「介護等体験申込書」を提出し、4月に大学が一括して、福岡県教育委員会及び福岡県社会福祉協議会に申し込みの手続きを実施する。

介護等の体験は、

- ・大学が実施する事前指導の受講（4月初旬）
- ・体験に関わる事故の補償のための保険加入（4月初旬）
- ・体験に要する経費の自己負担（4月初旬）
- ・事前の健康診断（8月初旬）

が必要である。細部については、別途説明会を行うので、掲示に注意すること。

(5) 教職課程費

教職課程費（年間15,000円）は、学納金納付通知書により請求されるので、期日までに納入すること。（教免規程第9条1項参照）

(6) 免許教科の変更届

「教職課程履修願」提出時に届け出た免許教科を変更する場合は、「免許教科の変更届」を速やかに教務課へ提出しなければならない。これを怠ると所望の免許教科の申請に支障を及ぼすことになる。（教免規程第10条参照）

(7) 教職課程履修辞退届

教職課程の履修を途中で辞退する場合は、「教職課程履修辞退届」を速やかに教務課に提出すること。これを怠ると教職課程費を続けて請求されることになる。

なお、途中で辞退した場合、既に納めた教職課程費は返還されないので注意する必要がある。（教免規程第11条第1項参照）

5 教育職員免許状授与願について

免許状の交付を受けようとする場合、免許状授与願を指定日までに県教育委員会に提出しなければならない。本来、免許状の申請は、個人の資格で行うものだが、本学では原則として卒業生を対象に一括申請の便宜を図っているため、一括申請希望者は申請説明会に参加し、所要の手続きを実施しなければならない。

なお、説明会開催日時等は掲示板で通知するので、掲示を見落とさないように注意すること。（教免規程第12条）

6 免許更新制について

「教員免許更新制」の導入に伴い、免許状に「10年間」の有効期限が付され、教員と

して勤務している場合は、有効期間内に更新講習の受講が義務づけられるとともに、更新講習の未受講及び勤務していない場合は失効することとなった。

ただし、免許状を失効しても「免許状を取得した際に免許状授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはならない」ので、改めて大学で教職課程を受講し、単位を修得する必要はない。教員として勤務する場合は、30 時間以上（必修領域 6 時間以上、選択必修領域 6 時間以上、選択領域 18 時間以上）の更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会へ所要の申請を行えば、再授与を受けることが可能である。

7 「履修カルテ」について

「履修カルテ（自己評価）」は、教員免許状を取得しようとする学生が、「教職実践演習（中・高）」の授業を受けるまでの間に、「施行規則第 66 条の 6 に定める科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等の履修履歴や教員に必要とされる資質についての自己成長評価を作成しなければならない。「履修カルテ」は、自分が教職課程の授業の中で、何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要かを考える手がかりにするためのものである。

8 通信教育による免許取得について

健康スポーツ経営学科の学生（平成 28 年度以降入学生）は、星槎大学（通信制）との連携により中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の教員免許が取得可能であるが、あくまで星槎大学（通信制）での免許取得であり、別途費用もかかることに注意する必要がある。また、前述の「授業科目表（教育の基礎的理解に関する科目）」の一部を履修することができるが、教職課程履修手続き及び本学の納付金等については、大学が定めるとおりである。（教免規定第 13 条参照）